

ますますのご活躍を！ 令和5年度 市政功労者に32人

11月3日に「市政功労者表彰式」を開催し、各方面で市の振興および発展に貢献していただいた人に表彰状を贈りました。

受賞者は、次の皆さんです。(敬称略・カッコ内は経歴等)

自治功労 (13人)

野洲 和博 (公平委員会委員)、大矢 慎 (自治会長)、喜屋武圭介 (自治会長)、
小川 雅義 (消防団員)、岡司 健志 (消防団員)、北村 尚介 (消防団員)、山田 篤史 (消防団員)、
鷺田 新介 (消防団員)、守沢 広樹 (消防団員)、守沢 勇巳 (消防団員)、堤 研二 (消防団員)、
橋部 之謙 (消防団員)、辻 慎也 (消防団員)

社会功労 (14人)

川端 芳美 (民生委員・児童委員)、川那辺鈴代 (民生委員・児童委員)、青木茂治郎 (民生委員・児童委員)、
小川 美知 (民生委員・児童委員)、兼岩 龍善 (民生委員・児童委員)、前田 龍男 (民生委員・児童委員)、
三宅 正子 (民生委員・児童委員)、早田 宗弘 (民生委員・児童委員)、西川 征一 (老人クラブ役員)、
堤 勇 (老人クラブ役員)、田中 康嗣 (保護司)、羽田 輝雄 (守山野洲交通安全協会指導員)、
山本 徹 (小南自治会エコライフ推進委員会委員)、岡野美代子 (小南自治会エコライフ推進委員会委員)

産業功労 (2人)

白井 嘉嗣 (野洲川下流土地改良区理事長)、平塚 武身 (ボランティア観光ガイド)

教育文化功労 (3人)

難波 洋三 (歴史民俗博物館協議会委員)、荒川 博行 (守山野洲少年補導委員)、
重田 益榮 (文学の散歩道常任選者)

問い合わせ…広報秘書課 ☎587-6036、FAX586-2200

市議会臨時会で決定

11月7日開会の野州市議会臨時会において、議長、副議長の選出と人事案件の審議などが行われました。

■正副議長

- 議長に山本剛議員が、副議長に山崎敦志議員がそれぞれ選出されました。

■監査委員 (議会選出)

- 村田弘行議員が選任されました。
任期は、令和5年11月8日～令和7年10月31日です。

■教育委員会委員

- 引き続き南出久仁子さんが任命されました。
任期は、令和5年11月18日～令和9年11月17日です。

■公平委員会委員

- 引き続き岡野孝子さんが選任されました。
任期は、令和5年11月18日～令和9年11月17日です。

問い合わせ…議会事務局 ☎587-6034、FAX586-4300
教育総務課 ☎587-6014、FAX587-3835

監査委員事務局 ☎587-6110、FAX587-4033

65歳以上の
皆さんへ

高齢者帯状疱疹ワクチン接種費用助成事業を開始します

野洲・守山市内の協力医療機関での、令和6年1月16日以降の帯状疱疹ワクチン接種に対する接種費用の一部を助成する事業を開始します。ご希望の人は、事前申請が必要です。

詳細は、市ホームページをご覧ください。



申請の受付開始日…令和6年1月4日(木)

申請先…健康推進課（電話、オンライン申請または窓口にて受け付け）

助成開始日…令和6年1月16日(火)

対象者…65歳以上の野洲市民※助成が受けられるのは、生涯で一度

実施医療機関…野洲・守山市内の協力医療機関のみ ※決まり次第、市ホームページに掲載します。

助成額…次の助成額分を差し引いた金額で接種できます。 ※医療機関ごとに接種費用は異なります。

- 乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」 1回2,000円引き×1回
- 乾燥組換え帯状疱疹ワクチン「シングリックス」 1回5,000円引き×2回



市ホームページ

問い合わせ…健康推進課 ☎588-1788、FAX586-3668



都市計画マスタープランおよび立地適正化計画の一部改訂(案)に対する意見募集

上位計画である第2次野洲市総合計画の一部改訂に伴い、その内容に即すとともに、都市計画をとりまく情勢の変化に対応するため、本市の都市計画に関する基本的な方針の一部改訂を進めています。

計画の内容をより良いものにするため、皆さんの意見を募集します。

閲覧期間…12月22日(金)まで ※各閲覧場所の執務時間内に限る

閲覧場所…都市計画課、市役所本館情報公開コーナー、野洲図書館、各コミュニティセンター（みかみは除く）、人権センター、市民交流センター

※市ホームページでも閲覧可

※コミュニティセンターみかみは改修工事のため、他の閲覧場所または市ホームページをご覧ください。

意見の提出・問い合わせ…閲覧期間内に住所、氏名、電話番号、意見（様式自由）を記入のうえ、郵送、ファクス、Eメールまたは持参のいずれかで都市計画課（〒520-2395野洲市小篠原2100番地1）☎587-6324、FAX586-2176、Eメールtosi@city.yasu.lg.jp

※提出されたご意見は、参考とさせていただきますが、個別の回答は行いませんのでご了承ください。後日、市ホームページ等でご意見に対する回答を掲載します。

令和6年4月1日採用 市立野洲病院 職員募集

採用予定…①看護師（新卒） 10人程度 ②介護支援専門員 1人程度

③事務職（診療情報管理士） 1人程度

試験日時…令和6年1月27日(土) 午前9時～

試験場所…市役所本館（小篠原2100番地1）

申し込み…病院ホームページの申し込みフォームから申し込みください。

<https://www.yasu-hp.jp/recruit>

※受験資格・試験内容等は病院ホームページをご覧ください。

問い合わせ…市立野洲病院総務課 ☎587-5528、FAX587-5004



ホームページ



野洲市空き家バンクを開設 活用していない空き家を登録しませんか

市内の空き家対策として、空き家所有者の申し込みにより、市に登録された物件の情報を市ホームページなどに公開し、「買いたい」「借りたい」という希望者との橋渡しを行う『野洲市空き家バンク』を開設しました。市内の管理不全の空き家の所有者に対し活用を促し、危険空き家の発生の抑制に努めます。

「売りたい」「貸したい」と考えている空き家所有者の皆さん、「買いたい」「借りたい」と考えている空き家利用希望者の皆さんは、お問い合わせください。

なお、本市の空き家バンクに申し込まれた空き家の物件調査や仲介などについては、(公社)滋賀県宅地建物取引業協会が指名する宅建業者により行います。

登録方法…①空き家バンク物件登録申込書・空家バンク登録カード・必要書類を提出してください。

※必要書類などは市ホームページに掲載します。

②市が登記状況などを調査します。

※申請時に登記簿の登録が済んでいることが条件となります。

③所有者と市職員立会いのもと、県宅地建物取引業協会が指名する宅建業者が現地調査（物件調査）を行います。

※調査・登録費用は無料です。

※調査結果によっては、登録できないこともあります。

④希望価格や条件を設定して登録しホームページで公開します。

※物件成約時には国土交通大臣の定める仲介手数料が発生します。



問い合わせ…住宅課 ☎587-6322、FAX586-2176

「市民活動団体」への登録・再登録はお済みですか？

今年度から市民活動団体の登録・再登録方法を変更しました。

これは、社会貢献（公益的活動）を目的とした市民活動の活性化をめざすもので、登録いただいた市民活動団体には、令和6年度から施行される市の公共施設使用料について、一定の減額を行います。今後は登録いただいた市民活動団体には、毎年度、公益的活動等について確認するため、更新の手続きが必要となります。

また、令和6年度よりコミュニティセンター協力団体制度は廃止となりますので、今まで各コミュニティセンターの協力団体であった団体も、市民活動団体としての登録をご検討ください。

なお、市民活動団体への登録および更新の手続きをされない場合は、4月以降の公共施設の減額対象（下表＜公共施設を団体が利用する場合の減免基準＞の5）には該当しませんのでご注意ください。

＜市の公共施設を団体が利用する場合の減免基準＞

区 分	減免の率	
	施設使用料	付属施設等使用料 ^(※)
1. 市の主催または共催によるもの	100%	100%
2. 市が本来行うべき施策や業務を代替または補完する活動であって、市が支援すべきものを行う団体	100%	100%
3. こどもの教育や健全育成に資する活動であって、市が支援すべきものを行う団体	50%	なし
4. 上記のほか、市内の公共的団体等であって市が支援すべきものを行う団体	50%	なし
5. 市に登録のある市民活動登録団体が使用する場合	50%	なし
6. 施設の設置目的等を勘案して特別の事由があると市長が認める場合	市長が認める率	

※施設使用料以外の付属設備、照明、空調または備品等に係る使用料をいいます。

問い合わせ…市民協働室 ☎518-0556、FAX587-5976



アンケート調査ご協力のお願い

子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート

市では、令和7年度から5年間の子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、保護者の皆さんのニーズを把握するためアンケート調査を実施します。

子ども・子育て支援事業計画は、市の子育て支援施策の指針となる重要な計画です。調査票がお手元に届きましたら、回答いただきますようご協力をお願いします。

調査対象…就学前児童の保護者、就学児童の保護者各1,000人を無作為抽出した市内2,000世帯

問い合わせ…こども課

☎587-6052、FAX586-2176

図書館アンケート

図書館サービスの改善のため、皆様のご意見をお寄せください。図書館を利用されていない人も、ぜひご意見をお聞かせください。



期 間…12月28日(木)まで

回答方法…次の①②いずれかの方法でご回答ください。

①図書館本館・中主分館で配布するアンケート用紙で回答

②ホームページまたは右の画像を読み取り回答

※オンライン申請システム「スマート申請」を使用しています。



オンライン申請システム「スマート申請」

問い合わせ…野洲図書館 ☎586-0218、FAX587-5976

入札参加資格審査申請(物品・役務)のお知らせ

市が行う物品供給・役務提供に係る競争入札等の参加資格審査の申請を受け付けます。

受付日…種別、地域区分によって指定(1月中旬～2月下旬)

受付方法…郵送のみ

※申請要領(受付期間含む)、申請書等の様式は、市ホームページをご覧ください。

●物品供給・役務提供

対 象…登録を希望される業者

有効年度…令和6・7年度

※建設工事・測量・建設コンサルタントは、令和5年度から、滋賀県での共同受付となっていますので、物品供給・役務提供のみです。

問い合わせ…総務課 ☎587-6038、FAX587-4033

新型コロナウイルスワクチン 接種情報

このお知らせは11月9日現在のものです。今後、国からの通知により変更する場合があります。最新の情報は市ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種は、令和6年3月末に終了します。

接種をご希望の人は、直接個別接種実施医療機関へご予約の上、接種ください。



野洲市の集団接種会場(イオンタウン野洲)での接種は11月25日をもって終了しました。

問い合わせ…ワクチン接種推進室 ☎588-5007、FAX586-3668



市ホームページ

令和6年度 こどもの家(学童保育所)入所申し込みのご案内

令和6年4月以降こどもの家に入所希望の人は、申し込みが必要です。

なお、継続入所の人も申し込みが必要です。

詳細は、各こどもの家、野洲市社会福祉協議会、市こども課に設置および市ホームページに掲載している入所案内をご覧ください。

受付期間…▽窓 口 受 付／12月7日(木)～9日(土) 午前9時～午後6時30分 ※9日は午後5時まで

▽オンライン受付／12月9日(土) 午後5時まで

オンライン申請は受付期間中24時間申請可

受付方法…下記申込受付場所への持参、こども課への郵送、オンライン申請

受付場所…市役所別館1階会議室

※各こどもの家では受け付けできません。



市ホームページ

問い合わせ…こども課 ☎587-6052、FAX586-2176 野洲市社会福祉協議会 ☎589-4683、FAX589-5783

就学援助制度のお知らせ

野洲市立の小・中学校に在籍するか、市内に在住で、滋賀県立または国立大学法人が設置する小・中学校に在籍する児童・生徒のいる世帯で、経済的な理由から就学が困難と認められる場合、学用品費や給食費などの一部が援助される制度があります。この制度の申請は、いつでも受け付けています。

申請手続き…申請書に必要事項を記入の上、各学校または学校教育課（人権センター2階）に提出してください。

世帯状況を把握するため、添付書類が必要な場合があります。

※申請書は、各学校、学校教育課に設置しています。ホームページからもダウンロード可

※申請には、振込口座のわかるものが必要です。（申請者本人の自署以外の場合は印鑑要）

※認定された場合は、申請月の翌月からの援助となります。

問い合わせ…学校教育課 ☎587-6017、FAX587-3835



就学指定校変更および区域外就学のお知らせ

市教育委員会では、市立小・中学校への児童・生徒の就学について通学区域を定め、就学校を指定しています。しかし、特別な事情により指定された就学校への就学が困難な場合、就学する指定校を変更できる制度を設けています。変更が望ましいと判断した場合、一定の期間就学する指定校を変更することが可能です。

なお、許可基準に基づき承認するため、申請をすれば必ずしも認められるわけではありません。

◆指定校変更とは

市に住民登録している児童・生徒が、指定校以外の市立小・中学校へ就学することを許可する制度です。

◆区域外就学とは

市に住民登録している児童・生徒が、市外の小・中学校へ就学する、または市外に住民登録されている児童・生徒が、市立小・中学校へ就学することを許可する制度です。

変更の主な許可事由、手続き、留意事項等、詳細はお問い合わせください。市ホームページにも掲載しています。

なお、新入学時（4月）から就学指定校の変更を希望される場合は、できる限り早くご連絡ください。

※事由により添付書類が必要となります。

申請・問い合わせ…学校教育課 ☎587-6017、FAX587-3835

社会保険料控除のお知らせ

令和5年1月1日～12月31日に支払った国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料は、確定申告等で社会保険料控除として申告できます。

☆☆☆ 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 ☆☆☆

●納付書払いまたは口座振替（普通徴収）の人

令和6年1月下旬に、令和5年1月1日～12月31日に納付された各保険税・料の金額を記載した「社会保険料控除対象額のお知らせ」をお送りします。年末調整等でそれまでに証明書が必要な人は、納税推進課までお問い合わせください。

なお、内容や金額に関することは、各担当課までお問い合わせください。

●年金から天引き（特別徴収）されている人

年金から各保険税・料を天引き（特別徴収）されている人は、各年金保険者（日本年金機構など）から送付される「公的年金等の源泉徴収票」に納付額が記載されていますのでご確認ください。市からはお知らせできません。

「公的年金等の源泉徴収票」については、各年金保険者へお問い合わせください。

※障害年金・遺族年金等非課税年金から各保険税・料を天引きされている人で、証明書が必要な人は、納税推進課までお問い合わせください。

問い合わせ…▽国民健康保険税に関すること

納税推進課 ☎587-6013、FAX587-2439

▽介護保険料に関すること

介護保険課 ☎587-6074、FAX586-2176

▽後期高齢者医療保険料に関すること

保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177



☆☆☆ 国民年金保険料 ☆☆☆

社会保険料控除の適用を受けるためには、年末調整や確定申告の際に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」または領収証書を添付する必要があります。

日本年金機構からは次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を対象者に発送します。保険料を納付した時期によって、発送時期が異なります。

また、控除証明書は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っており、簡単に確定申告ができる電子版を推奨しています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。（電子送付登録者には郵送がされません。）

対象者	送付時期
令和5年1月1日～10月2日に国民年金保険料を納付された人	10月下旬～11月上旬に送付済み
うち、「ねんきんネット」で電子送付希望の登録をした人 ^(※)	10月中旬～下旬に送付済み
令和5年10月3日～12月31日に国民年金保険料を納付された人（上記対象者は除く。）	令和6年2月上旬
うち、「ねんきんネット」で電子送付希望の登録をした人 ^(※)	令和6年1月下旬

(※) 電子送付希望の登録をした人に加え、今年度は、マイナポータルと「ねんきんネット」の連携手続きをしているすべての人に電子送付を行います。ただし、「ねんきんネット」で「電子送付を希望しない」を登録している人には電子送付を行いません。

問い合わせ…草津年金事務所 ☎567-2220

要介護認定等を受けている 65歳以上の皆さんへ

所得申告の「障害者控除対象者認定」のための申請を受け付けています

確定申告等で、身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けている場合は、申告時に障害者手帳等を提示することにより障害者控除を受けることができます。

また、これらの手帳の交付を受けていない人でも、下記の要件に該当すると認められた場合は、障害者控除を受けることができます。この認定には、市への申請が必要です。認定書の交付には、申請日から1週間以上の期間が必要ですので早めに申請してください。

要件…市内在住の要介護認定を受けた65歳以上の人で、次の①～③いずれかに該当する人

- ①知的障害者に準ずる障がいがある人
- ②身体障害者に準ずる障がいがある人
- ③6カ月以上寝たきりの人

申請手続き…介護保険被保険者証を持参し、申請してください。

※申請後、該当者には認定書を郵送します。

※昨年以前に認定書の交付を受けた人で、障がい事由に変更がない人は、すでに交付されている認定書で所得税等の申告ができます。

申請・問い合わせ…介護保険課 ☎587-6074、FAX586-2176



国民健康保険「医療費のお知らせ」を送付します

このお知らせは、確定申告等の医療費控除の医療費の明細書として使用することができますので、医療費控除を受けようとする人は、確定申告まで保管してください。

発行月等…12月、2月の年2回発行します。

	発行月	受診対象月
1回目	12月	1月～10月診療分
2回目	令和6年2月	11月・12月診療分

※発行は発行月の下旬に予定しています。



★確定申告による本通知使用の注意点

- ①2月送付分（11月・12月受診分）の本通知が送付される前に医療費控除の申告をされる場合や、本通知に記載のない対象支出については、別途領収書に基づいて申告してください。（この場合、税務署から該当の領収書の提示または提出を求められる場合がありますので、領収書は確定申告期限から5年間保管する必要があります。）
- ②「自己負担額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合や、高額医療費などの支給を受けた場合には、ご自身で額を修正して申告いただく必要があります。

※高額療養費の支給申請で領収書を求められた場合や福祉医療費、各種公費医療の支給申請には、従来どおり領収書の原本が必要です。

問い合わせ…保険年金課 ☎587-6081、FAX586-2177